

# 「令和5年度 時間外労働の上限規制等に関する説明会」

## （厚生労働省委託事業）


【岩手労働局労働基準部監督課】

平素より労働基準行政の運営につきましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者がそれぞれの事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等がますます重要となっております。また、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されている事業または業務に対しても、令和6年4月から上限規制が適用されます。

つきましては、事業者の労務管理担当者等を対象とした、時間外労働の上限規制の内容を中心として働き方改革に関する説明会を開催いたしますので、お忙しい折とは存じますが、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

### 【時間外労働の上限規制等に関する説明会】（会場開催：監督署ごとの開催。）

監督署	開催日	会場	申込み
宮古	9月5日（火）	宮古市市民交流センター 多目的ホール （宮古市 宮町1-1-30）	  （説明会運営受託者の株式会社東京リーガルマインドの予約フォームに繋がります。）
釜石	9月21日（木）	釜石・大槌地域産業育成センター 大中併用会議室 （釜石市 平田3-75-1）	
花巻	11月29日（水）	NAHAN プラザ花巻市定住交流センター 会議室1, 2 （花巻市大通り1丁目2-21）	
大船渡	1月30日（火）	おおふなぼーと大船渡市防災観光交流センター 多目的室 （大船渡市大船渡町字茶屋前7-6）	
一関	2月15日（木）	一関文化センター_小ホール （一関市 大手町2-16）	
二戸	2月9日（金）	二戸シビックセンター ホール （二戸市石切所荷渡6-2）	

説明会の開催時間は、いずれの回も14:00～16:30（13:30開場）となります。

盛岡労働基準監督署では、「時間外労働の上限規制等に関する説明会」を令和5年度中は毎月開催しております。盛岡労働基準監督署が開催する説明会へ参加をご希望される方は☎019-604-2530（盛岡労働基準監督署）へご連絡願います。

各監督署で開催する説明会へ都合等により参加出来ない事業場の方につきましては、監督署の労働時間・相談支援班の担当者が個別に訪問し、時間外労働の上限規制に関する説明及び相談等に対応しております。連絡をお願いします。（詳細は末尾を参照願います。）

#### 申込方法

- ・ 説明会の案内状が届いたものの当日都合が悪い場合  
案内状記載のIDにより、<https://www.jougenkisei.com> 又は上記二次元コード（QRコード）から別の日程にお申込みいただけます。
- ・ 説明会の案内状が届いていない場合  
**運営受託者：株式会社東京リーガルマインド**『時間外労働の上限規制に関する説明会』事務局（フリーコール＜0800-222-3029＞ 受付時間：（平日）09:00～17:00）に連絡し、申込IDの発行を受けた上で、<https://www.jougenkisei.com> 又は上記二次元コード（QRコード）からお申込みください。

令和 6 年 4 月 1 日から時間外労働の上限規制が適用する業種等への説明会  
 【建設業、運輸・交通業における時間外労働の上限規制等について】(オンライン開催)

	開催日	時間	備考
建設業 第 1 回	9 月 6 日(水)	開催時間は 14:00～16:30 となります。 (入室は 13:45 からとなります。)	 (説明会運営受託者の株式会社東京リーガルマインドの予約フォームに繋がります。)
建設業 第 2 回	10 月 4 日(水)		
建設業 第 3 回	11 月 8 日(水)		
建設業 第 4 回	12 月 20 日(水)		
建設業 第 5 回	1 月 24 日(水)		
バス業	9 月 13 日(水)		
タクシー業	10 月 11 日(水)		
運送業 第 1 回	9 月 20 日(水)		
運送業 第 2 回	9 月 27 日(水)		
運送業 第 3 回	10 月 18 日(水)		
運送業 第 4 回	10 月 25 日(水)		
運送業 第 5 回	11 月 14 日(火)		
運送業 第 6 回	11 月 15 日(水)		

建設業及び運輸・交通業への時間外労働の上限規制等に関する説明会は、ZOOM を使用してのオンライン開催で実施します。

建設業については、令和 6 年 4 月以降適用する時間外労働の上限規制と新様式の時間外労働・休日労働の協定届(以下「36 協定」)についてご案内いたします。

運輸・交通業については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」のポイントをバス、タクシー、トラックの自動車運転手ごとに説明する他、令和 6 年 4 月以降適用する時間外労働の上限規制と新様式の 36 協定について説明いたします。

説明会へ参加出来ない事業場の方につきましては、監督署の労働時間・相談支援班の担当者が個別に訪問し、時間外労働の上限規制に関する説明及び相談等に対応しております。この機会に所轄の労働基準監督署へご連絡願います。(詳細は末尾を参照願います。)

申込方法

- ・ 説明会の案内状が届いたものの当日都合が悪い場合  
案内状記載の ID により、<https://www.jougenkisei.com> 又は上記二次元コード(QRコード)から別の日程にお申込みいただけます。
- ・ 説明会の案内状が届いていない場合  
**運営受託者：株式会社東京リーガルマインド『時間外労働の上限規制に関する説明会』事務局**に連絡し、申込 ID の発行を受けた上で、<https://www.jougenkisei.com> 又は上記二次元コード(QRコード)からお申込みください。

< ご質問・お問合せ先 >

株式会社東京リーガルマインド 公共事業本部

『時間外労働の上限規制に関する説明会』事務局

フリーコール<0800-222-3029> 受付時間:(平日)09:00～17:00

E-mail: 36kyoutei@lec.co.jp

## 各労働基準監督署の労働時間・相談支援班への個別訪問連絡先

監督署名	連絡先（電話）	連絡先（e-mail）
盛岡労働基準監督署	019（604）2530	<a href="mailto:morioka-kantokusho@mhlw.go.jp">morioka-kantokusho@mhlw.go.jp</a>
宮古労働基準監督署	0193（62）6455	<a href="mailto:iwatemiyako-kantokusho@mhlw.go.jp">iwatemiyako-kantokusho@mhlw.go.jp</a>
花巻労働基準監督署	0198（23）5231	<a href="mailto:hanamaki-kantokusho@mhlw.go.jp">hanamaki-kantokusho@mhlw.go.jp</a>
釜石労働基準監督署	0193（23）0651	<a href="mailto:kamaishi-kantokusho@mhlw.go.jp">kamaishi-kantokusho@mhlw.go.jp</a>
一関労働基準監督署	0191（23）4125	<a href="mailto:ichinoseki-kantokusho@mhlw.go.jp">ichinoseki-kantokusho@mhlw.go.jp</a>
二戸労働基準監督署	0195（23）4131	<a href="mailto:ninohe-kantokusho@mhlw.go.jp">ninohe-kantokusho@mhlw.go.jp</a>
大船渡労働基準監督署	0192（26）5231	<a href="mailto:oofunato-kantokusho@mhlw.go.jp">oofunato-kantokusho@mhlw.go.jp</a>

e-mailによる個別訪問の申し込みについては、メール本文へ

事業場名、所在地、連絡先（電話番号）、御担当者の職名及び氏名、

個別訪問の希望日時

を付記願います。追って、担当からご連絡させていただきます。